

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 5 年 7 月 1 日 至 令和 6 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 丸山歯科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県草津市西大路町 7 番 7-4 号
- (3) 設立認可年月日 平成 16 年 2 月 5 日
- (4) 設立登記年月日 平成 16 年 2 月 10 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 丸山歯科医院	2530600812	滋賀県草津市 西大路町 7 番 7-4 号	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 8 月 17 日 理事の選任の承認

令和 5 年 8 月 26 日 令和 4 年度決算の決定

令和 6 年 6 月 29 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

" 令和 6 年度の借入金額の最高限度額の決定

- (3) その他

該当なし

様式2

法人名 医療法人 丸山歯科医院
所在地 滋賀県草津市西大路町7番7-4号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

財産目録
(令和6年 6月 30日現在)

1. 資産額	82,648
2. 負債額	35,577
3. 純資産額	47,071

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	53,575
B 固定資産	29,073
C 資産合計 (A+B)	82,648
D 負債合計	35,577
E 純資産 (C-D)	47,071

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-2

法人名 医療法人 丸山歯科医院
 所在地 滋賀県草津市西大路町7番7-4号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和 6年 6月 30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	53,575	I 流動負債	5,577
II 固定資産	29,073	II 固定負債	30,000
1 有形固定資産	13,457	負債合計	35,577
2 無形固定資産	709		
3 その他の資産	14,907	純資産の部	
		科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	37,071
		純資産合計	47,071
資産合計	82,648	負債・純資産合計	82,648

様式 4-2

法人名 医療法人 丸山歯科医院
 所在地 滋賀県草津市西大路町7番7-4号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 5年 7月 1日 至 令和 6年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	73,005
2 事業費用	70,790
本来業務事業利益	2,215
事業利益	2,215
II 事業外収益	1,875
III 事業外費用	45
IV 特別利益	4,045
V 特別損失	0
税引前当期純利益	4,045
法人税等	798
当期純利益	3,247

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 丸山歯科医院

理事長 丸山 芳樹 殿

私は、医療法人丸山歯科医院の令和 5 会計年度（令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 8 月 24 日

医療法人 丸山歯科医院

監事 久川 浩司